

刑法判例研究

強盜傷人罪の成立

植田重正

昭和二八年二月一九日最高裁判所判決、棄却、第一審鳥取地方裁判所米子支部、第二審廣島高等裁判所松江支部
(最高裁判所判例集第七卷二號二八〇頁以下)

【事實】 被告人AはBと共謀の上他人から金銭を強取することを企て、Bが實行を擔當し、Aはこれが見張をすることとした。そこでAは昭和二四年一〇月二三日午後二時頃米子市〇〇町〇〇番地のC方で、同人の内縁の妻D（當時三一年）に對し携へてゐた刃渡四五センチメートルの日本刀を突きつけ、「金を出せ」、「騒ぐと突き刺すぞ」などと申向けて脅迫し同女から金員を強取しようとしたが、同女が右手で右日本刀にしがみつつき大聲をあげて救を求めたので、その目的を果さなかつた。しかしその際に右Dの右手及び眼臉に全治二週間を要する切創を與へた。被告人Aはその際前記C宅附近の路上で、これが見張をしたのである。原審はこれに對し、刑法第二四〇條前段、第六〇條を適用した。

上告趣意第一點の要旨——原審で認定された事實によれば、BはDを脅迫したものであつて暴行を加へたのではない。Dがその右手掌等に切傷を負うたのは、「同女が右手で日本刀にしがみつつき」その日本刀を奪おうとしたためであつた。かやうな事實は果して刑法第二四〇條の「強盜人ヲ傷シタル」場合に該るものだらうか。判例（最高裁昭和三年六月一二日刑集二卷七號六七六頁）によ

るも、強盜犯人が「被害者に暴行を加へて傷害を生ぜしめた」のでなければ、被害者が負傷しても、それは「人ヲ傷シタル」ものとはいへない。蓋し、強盜傷人罪は強盜罪と傷害罪との結合犯であり（大審院大正十一年二月二日刑集一卷八一五頁）、又傷害罪は暴行罪の加重的結果犯とされてゐるからである（大審院昭和四年二月四日刑集八卷四一頁）。さうだとすれば、BはDを脅迫しただけで、未だ暴行爲に出でゐないのであるから、強盜傷人を以て論ずることはできない。従つて亦その共同正犯とされてゐるAにも強盜傷人の責任はないわけである。従來の判例を調査してみても、強盜犯人が脅迫したに止まる場合に、強盜傷人又は強盜致死を以て論じた例を見出すことを得ない。だから原審はまさに判例違反がある。或ひは、本件に於て、Bが日本刀を突きつけたこと自體が暴行であるといふ論があるかも知れぬが、しかし暴行によつて「人を傷害した」といふには、その暴行と被害者の負傷との間に構成要件上の（定型的な）因果關係又はいはゆる相當因果關係がなければならぬ。従つてこれを強盜傷人とするには暴行の性質及び因果關係について、十分の審理と理由づけとが必要である。特に被害者Dの行爲によつて、定型的又は相當因果關係が中斷されてゐるのでないかとの疑問があるのであるから、その點を審理するのではなくれば原判決が判例に沿ふものであるかどうかを判斷することができない。

【判旨】 犯人が被害者に對し前示のやうな日本刀を突きつける行爲をなせば、それだけでも人の身體に對する不法な有形力を行使したもとして暴行を加へたといひ得ること勿論であつて、かかる際の判示の如く被害者がその日本刀にしがみつき救を求め、犯人がその刀を引いたことにより被害者の判示部位に切創を負はしめたとすれば、その負傷は右暴行による結果たること多言を要しないところであるから、本件は所論のやうに強盜が暴行を加へず、ただ脅迫しただけだといふやうな事態ではなく、強盜が暴行により被害者に傷害を加へたとの事實なのである。されば論旨は結局原判旨にそわない事實問題を前提とする所論であり採用の限りではない（なほ判例集三卷三號三七六頁以下當法定の判決參照）。

【研究】 論點は大體三つあるやうに考へる。その一は、本案の如く「金を出せ」、「騒ぐと突き刺すぞ」などと甲し向けて刃渡り四五種の日本刀を突きつける行爲が、人の身體に對する不法な有形力の行使であつて、強盜傷人罪に

於ける所謂暴行にあたるか、或ひは上告趣旨（小野博士）の指摘する如く單に脅迫であるかの點である。その二は、假りに、右の如き所爲が強盜傷人罪に所謂暴行にあたらず脅迫であるとして、本件の如き場合は一體これを如何に解すべきであるか、即ち小野博士の如く強盜傷人罪は成立しないと解すべきであるかの點である。その三は、本案の如く被害者自ら刀劍にしがみついて負傷をしたやうな場合に於ては、犯人の右所爲と被害者の負傷との間に、果して刑法上の因果關係が中斷されると解すべきであるか否かの點である。

先づ第一點から考へる。強盜傷人罪に於ける傷害の結果が、強盜犯人の強盜の直接手段たる行爲から生じた場合にのみ限られるのか、或ひは強盜の機會に於て傷害の結果を生ぜしめた場合をも包含するのか、の點については一應異論があるが、しかし前者の場合に強盜傷人罪の成立することについては固より異論はない。問題は、だから前示の如きBの直接強盜の手段たる行爲が、暴行に該るか脅迫に該るかの點である。上告趣旨は右の如く原審がこれを暴行とせずして脅迫としてゐる點を採り上げ、脅迫たる限り強盜傷人罪は成立しないと主張してゐるのであるが、判旨はBの右の如き行爲は明らかに人の身體に對する有形力の行使に外ならないから、これを暴行でなくただ脅迫を加へたに過ぎないと解することは事實を歪めるものとして一蹴してゐる。しかし想ふに、右のBの如き行爲が暴行でなく單に脅迫に過ぎないと見ることは固より問題があるであらうが、逆に判旨の如くこれに殊更に脅迫を避けて暴行と論斷して了ふことにも疑義があると思ふ。暴行の意義に關しては、從來通説上他人の身體に對する有形力の行使として理解されて來てゐるのであるが、しかしその限界は必ずしも明白でない。例へば他人に向つて投石した場合、その石が相手方の身體に命らないとき、これを暴行と解するか否かについて異論のある如きこれである。他人に對し拳を振り上げる如き行爲も、この見地からみれば、ただそれだけでは暴行となるか否かにつき問題があるであらう。多數説の

如く、他人の身體の上にその有形力の行使の結果が現實に作用しなくてもよい、といふ見地からいへば、右の如き場合も固より暴行であり、従つて本事実の如く相手方に日本刀を突きつける行爲も亦それだけで既に暴行と解してよいであらう。だから、この意味に於ては、右の判旨は一應肯定されてよいと思ふ。而して又その限り、本事実の如きは後述する因果關係の點を除けば、特に問題とするものがないといはねばならぬ。しかし纏つて考へると、判旨がこの場合に殊更に脅迫を避けて暴行とのみ判示してゐることに割り切れぬものがある。この判旨の立場を貫いて行くと、脅迫が何らかか脅迫者の身體に對する有形力の行使を通じてなされたときは、すべて暴行罪であつて脅迫罪でないといふことになる。言ひかへると、脅迫罪は言語とか文書とかの非有形力の行使によつて行はれた場合だけに限られるといふことになる。しかしかかる歸結は果して素直に承認し得るであらうか。若しさうだとすれば、曾つて判例自身が『被告はSに對し板片を以て其頭部を毆打したるものにして、此行爲に依り茲に暴行罪成立し、然る後擊殺すと云ひピストルを差向け脅迫したるを以て、右行爲に因り更に脅迫罪の成立を見るに至りたるものなれば、原審が之を暴行と脅迫との二罪を問擬したるは正當なり』（大審明治四四年一月三日判決、刑錄一七輯一八一頁）としたことは問題があるし、又『被告Hは妻Sが居村Nと姦通を爲したることを知り、Nを脅迫して其の事實を自白せしめんことを企て、同人を被告Hの居宅に招き酒食を供したる末、午後八時頃Nと妻Sを自宅納戸の室に呼び入れ、入口の障子を閉鎖して自ら其の傍に坐し、N等に對して容易に立出づることを能はざらしめたる上、Nに對し汝は余の顔に泥を塗りたるものなりと威嚇しつつ日本刀を抜き放ち、之を傍の壘の上に突き立てたるに、同人が右様の覺なき旨答へたるより、更にその目前にて獵銃に彈丸を裝填し其の銃口をNの胸元に向け、同人に對し汝は余の顔に泥を塗りながら強て其の覺なき旨を主張する上に於ては汝を撃ち殺したる上自分も死ぬべしと云ひ、恰も同人を撃殺せんとするもの

如く装ひ同人を畏怖せしめ、同人がSと姦通せし事實を自白して謝罪の意を表したる爲、其動作を止めるに至りたるものなり……下略』（大審大正一三年一月二十九日判決、新聞二三三七號二二頁）としてこれに脅迫罪を認めたことは、同じく疑義があるといはねばならぬであらう。だから、かかる點から素直に見ると、右のBの日本刀を擬する行爲の如きも、特に暴行とされて脅迫たることを避けるべき理由は、毫も存しないといはねばならぬ。

ところで、若し右の如く、Bのかかる行爲が脅迫であつたとして、この場合果してBに強盜傷人罪が成立しないのであらうか。これが第二點の問題である。小野博士は、右の如く、強盜傷人罪は暴行に基く傷害の發生あることを要するとされ、本事案の如く暴行の意思も暴行の行爲もなく、單にDに對する脅迫の事實のみがあるに過ぎない場合は、強盜傷人罪は成立しないとされてゐる。この博士の見解は、刑法第二〇四條の傷害罪が判例の如く暴行の結果的加重犯であり（小野『新訂刑法講義各論』一七〇頁）、従つて又刑法第二四〇條に在つても、死傷の結果は強盜犯人の暴行（又は傷害）の加重的結果として生ずることを必要とする、と解されることに基くのである。この考へ方は、脅迫罪に所謂結果的加重犯がない點から見一應尤もな見解であるともいひ得るが、しかし、刑法第二四〇條の強盜致傷罪を強盜罪と傷害罪との二つにバラバラに切り離して、それらが各自單獨犯として具へてゐる理論を、そのままに強盜傷人罪そのものに移して適用するといふことは、果して妥當といひ得るであらうか。なるほど、強盜傷人罪は強盜罪と傷害罪との結合犯である。尤も強盜罪がなほ暴行、脅迫罪と強盜罪との結合犯であることを考慮すれば、強盜傷人罪は更に暴行罪又は脅迫罪と強盜罪と強盜罪との三つの罪の結合犯だといつてよい。しかし結合犯といふものは、その中に結合されるそれぞれ獨立の犯罪理論を、ただそのまま雜然と寄せ集めて成立してゐるものではない。一旦結合犯とされた罪は、それ自身の獨自の内容を具へるものであつて、必ずしもそれに内含される罪の理論の制約を受くべ

きものでないと考へる。恰も、強盜傷人罪の未既遂の問題が、それへ結合される強盜罪の未既遂の問題と別個獨立に考へられる如き、この一例といつてよい(尤も小野博士は反對である。『新訂刑法講義各論』二四四頁)。さうだとすれば、強盜傷人罪に於ける傷害も、必ずしも刑法第二〇四條の傷害罪そのものの理論に制約される必要はないのであつて、強盜傷人罪そのものとして考察することが必要であり、且つ又妥當であるといふことになる。だから、かかる見地からいふと、假りに右のBの如き行爲が暴行でなく脅迫であるとしても、このことから直ちに博士の如く、一般に強盜傷人罪は成立しないとされることは問題があるといはねばならぬ。例へばこの場合に、被害者DがBの脅迫行爲の難を避けるべく後退し、何らかの障礙物に因つて轉倒して負傷したとすれば、強盜傷人罪は矢張り成立するであらうし、或ひは又家人の不在中一人留守番をしてゐる少年又は少女に對し、強盜犯人が單に言語的脅迫を加へた場合でも、それに因つて被害者が恐怖のあまり舉措を誤つて負傷した如き場合も、同様強盜傷人が成立すると解する。固より、かやうな場合、脅迫と負傷との間に相當因果關係がなければならぬが、この關係ある限り、たとへ脅迫罪そのものとしては結果的加重犯の規定がないとしても、強盜傷人罪としては理論上その成立を否定すべき理由はないと考へる。かく見れば、博士の如く、Bの行爲が暴行でない以上強盜傷人は成立し得ないと解することは一方的であり、且つ又判旨の如く逆に強盜傷人を認めんがためにBの行爲を脅迫でなく暴行とのみ解することは、同じく一方的であるといはねばならぬ。

最後に第三點の因果關係の問題である。強盜傷人罪が成立するためには、暴行又は脅迫と被害者の傷害との間に構成要件上の(定型的な)因果關係又はいはゆる相當因果關係が必要とされることは固より當然であつて、この點は博士が指摘されてゐる通りである。問題は、この場合Bの日本刀を突きつける行爲とDの負傷との間に、果して右の如

き因果關係があるか否かである。會つて、これと全く同類の事案に關し辯護人は、所謂平等條件説の見地からでは固より別論であるが、相當條件説の立場からでは因果關係を認むべきでないとして争つたことがあつたが、判例にこれを容れなかつた(最高裁昭和二四年三月二日判決。右の判旨の中に引用されてゐるのはこれである)。卑見も亦かかる場合には相當因果關係を認めて支障ないものと解する。博士は右の如く「被害者Dの行爲によつて定型的又は相當因果關係が中斷されているのでないかの疑問」があるのではないかとされてをり、又右に述べた辯護人の上告趣意に於ても「これを條件的因果關係論から云ふならば、被告人が短刀を出さなかつたならば被害者はこれを握らなかつたであらうといふ事になるのであるが、被害者が短刀の刃を握るなどといふ事は誠に稀有且つ大膽なことであつて、こんなことは被告人だけでなく一般普通人の常識からも豫見し得ないことであり、過失は却つて被害者にあつたのである」としてゐる。固より、かかる被害者の行爲が大膽な行爲であり且つ珍らしい場合に屬することは否定しない。けれども、かかる急迫且つ危険の豫想される場合に、往々被害者が本能的に自己のより重大な身體的損傷を避けるために、或ひはただ恐怖の餘り前後の判斷もなく衝動的に、刃に手をかけるといふ如き場合は十分存し得るのであつて、一般の見地から觀てもしかく豫見の不可能な程に異例事、非定型事でないと考へる。これを右の如く、むしろ被害者の過失に轉嫁し、恰も被害者が自ら求めて傷害を負うた如く解するのは、被害者に對し啻に酷であるのみならず、經驗的判斷にもそぐはない議論であると思ふ。従つてこの場合は、因果關係を肯定するのが適當である。而して又この意味で、私は結論に於てこの判旨は正當であると解する。(一九五四、一、二二)